

機械で読み取るため、記入欄の大きさを変えないでください。
 枠内に収まらない場合は、複数枚に分けて申請してください。

京都市建設局土木管理部
 道路明示課 記入欄

受 付 日

收受 No.

区 番 号

土 地 境 界 明 示 申 請 書

（宛先）京 都 市 長

申請方法
 (○で囲む) 電子・郵送・窓口

※太枠内を記入してください。
押印は不要です。

京都市公有財産規則第13条第1項及び第2項の規定により次の土地の境界明示を申請します。

申 請 者	住所 （法人にあっては主たる事務所の所在地）	氏名 （法人にあっては名称及び代表者氏名）
	電話 — —	
委任に関する承諾 （代理人に委任して申請を行う場合、申請者は「道路区域明示・土地境界明示の手引き」記載の委任内容を確認し、下記↓の太枠内に ○印 を記入してください。）		
<div style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 30px; height: 20px; vertical-align: middle;"></div> 私は、次の者を代理人と定めて、土地境界の明示に関する権限を委任します。		

代 理 人	住所	氏名
	電話 — —	

申 請 箇 所	住 所	
	京都市	（ ） 側
	区	町 番地

路線名 ※	付近明示の番号 ※

※：京都市道路明示課窓口にて確認してください。

添付書類（注意事項は裏面を参照）

添付書類	必要部数
付近見取図	2（電子申請は1）
公図等の写し	2（電子申請は1）
実測平面図	1
地籍調書	1
登記事項証明書（土地）	1
その他市長が必要と認める書面	（必要に応じて提出）

申請についての概要は、下記を参考にしてください。詳細は「道路区域明示・土地境界明示の手引き」及び「京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領」（京都市情報館建設局土木管理部道路明示課ホームページ）を参照してください。

1 土地境界明示について

土地境界明示とは、市有地等と隣接する土地との境界について明らかにすることをいいます。

「京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領」第17条の規定により、国有財産又は京都府有財産の境界明示も申請可能です。

2 申請の有効期限について

受付日から1年を経過しても同意等が成立しない場合は、申請者から取下げがあったものとみなします。土地境界明示等の必要がある場合は改めて申請書を提出してください。

3 申請書の作成について

- (1) 代理人に委任して申請を行う場合は、「委任に関する承諾」欄の （太枠）内に○印を記入してください。
- (2) 申請地が下記に該当する場合は、次表に基づいて関係書類を作成してください。

状 況	申請時の対応
申請地が相続で登記未了の場合	相続関係図及びこれを証明する書類を添付
申請地が共有の場合	共有者全員の連名で申請
申請地が共有者多数で申請者欄に記入しきれない場合	様式1をコピーし複数枚に分けて記入 注）様式1の記入欄の大きさは、変えないでください。
申請者の現住所が登記上の住所と異なる場合	住所変更の変遷を証明する書類を添付

4 添付書類について

添付書類	注意事項
付近見取図 実測平面図	申請地の位置（申請範囲）及び周辺の関係地が特定できるもの 縮尺250分の1程度
公図等の写し ※	申請書提出前3箇月以内に発行されたもの 複数枚となる場合は、合成公図も添付 申請箇所に朱線を入れる。
地籍調書	登記事項証明書に基づき本市所定の様式に記入
登記事項証明書（土地） ※	申請前3箇月以内に発行された全部事項証明書（土地） 申請地及び隣接地並びにそれらの向側土地 里道・水路等内の有地番の土地も添付
その他市長が必要と認める書面	必要に応じて本市担当者から参考書類の提出をお願いする場合があります。 例： 地積測量図 ※ 等

※ 原本の写し又はインターネットによる「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報も可

5 注意事項

- (1) 郵送による申請について
 - ・送付方法は、履歴の確認ができるものを御利用ください。
 - ・提出された申請書類に間違い等があり、修正のために返却が必要な場合は、京都市道路明示課窓口まで受け取りに来てください（当課からは、郵送による申請書類の返却は行いません）。
- (2) 申請地に所有権の移転があった場合、速やかに本市担当者に連絡し、「道路区域明示・土地境界明示の手引き」記載の土地所有者変更の手続を行ってください。
- (3) 申請者又は代理人が実施する項目は「道路区域明示・土地境界明示の手引き」及び「京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領」を御確認ください（申請者が代理人に委任した場合、その委任内容が分かる書類の提出をお願いする場合や申請者へ委任内容を確認する場合があります。）。
- (4) 同意書の取得方法は図面同意とします。同意書は実印で押印し、印鑑証明書（法人は資格証明書及び印鑑証明書）を添付してください。申請地以外の土地所有者の場合、外国人又は海外在住者で印鑑をお持ちでない場合等については「道路区域明示・土地境界明示の手引き」を御確認ください。

本申請に関するお問合せ先

京都市建設局土木管理部道路明示課 TEL075-222-3538